

「座して死を待つか、立って25条を生かすか」 —社会保障「構造改革」に見る高齢者への集中砲火— 公文 昭夫

今も昔も、25条が泣いている

「宮城県に住む64歳になるおばあさんは、ずっと病気がちで3年前内臓の手術をうけ、その後ほとんど入院していたといひます。組合健保の家族給付を受けていたのですが、毎月1万5,000円ぐらい医療費がかかる。そんななかで“医者にかかるお金のことで、これ以上息子夫婦に苦勞をかけられない”という遺書を残して自ら命を絶ったのです」(1971年「一万人高齢者大集会」実行委員会パンフより)。

36年前に発行されたこのパンフレット(医療、年金、仕事という分冊で発行されていた)では、こうした悲劇が生まれる背景として、①生活保護にもはるかに及ばない低い年金(70年度の一級地の生活扶助基準月3万4,525円にたいして、厚生年金老齢年金が月平均1万8,000円、老齢福祉年金にいたっては月2,000円……当時の受給者300万人)。②生活実態を無視した高い医療費自己負担、③だから、働かないと生きていけないのに、高齢者にふさわしい仕事はない、④息子や娘にたよろうと思っても、高物価、低賃金でどうにもならない、と指摘していた。そこから「もうかんべんできない」という声が全国各地にひろがり、老人に無料の医療を、まともに生活できる年金を、という大きな運動が起きた。それが、老人の無料医療制度をもとめる全国での大行動であり、高齢者の大集会であった。

労働組合、医療関係団体、生活保護受給者の団体、女性団体などが総結集し、当時の野党(社会党、共産党、公明党、民社党)の統一行動を

うながす契機をつくった。73年、四野党が年金、最賃制確立で改正案を国会に共同提案している。法案の内容にはいろいろ問題があったが、院内外の統一的な運動形態がとられたという政治的意義は大きかったと思う。こうした国民的運動のうねりが、73年年金統一ストライキ(春闘共闘会議52単産353万人が参加)、74年インフレ阻止、高齢者・障害者の生活防衛大行動へと結びついた。この年から「国民春闘」という呼称が生まれた。

周知のように、こうした運動の高まりが、国としての老人無料医療制度創設、年金額の大幅引き上げ(2.2倍)、スライド制法制化、児童手当制度創設、国保改善などの成果へと結びついた。

73年の石油危機を背景に、臨調「行革」軍拡(80年代)へむけての助走がはじまる。高齢化社会「危機」論、「日本の高齢者金持論」が世論操作の主役におどり出し、大型間接税と称する消費税構想が浮上する。石油危機以降の財政危機回避を口実としての中曽根「行革」が始動、90年代の橋本六大「改革」、そして2000年代の小泉「構造改革」へとひたすら弱い者いじめ(高齢者、障害者、患者、生活保護受給者など)の社会保障「行革」「構造改革」として連続、加速してきている。

宮城県の72歳の男性は聞き取り調査に答えて嘆き、怒る。「家族は一男二女で子どもたちは自立し、今は奥さんとの二人暮らし。年金は月6万5,000円(厚生年金)、奥さんの生活保護3万円が加算されるという生活である。家計の負担

特集・日本国憲法と生存権

になっているのは医療費、2人で通院月4回で1回の支払が4～5,000円。概算すると月あたり3万6,000円になる。……このような生活のため周囲との接触・交際もやらず、奥さんは家の中でひっそりと辛抱し、旦那さんは必要最小限にしばった活動で戸外へ出歩くだけの日常である」(06年3月・全日本年金者組合発行・『ふつうの暮らしがしたい—無年金・低年金者の証言—』より。この冊子には、「これ以上どこで切りつめたら」「カップラーメンをすすするしかない」「医療費が怖い」「サンマは三つに切って三日間」などなど深刻な生活実態が集められている)。

想い起こそう、70年代の老人パワー

36年前に発行されたパンフが指摘する高齢者を軸とした貧困の時代背景を現在にひきなおして考えてみよう。①生活保護基準におよばない低い年金。04年3月末現在の国民年金受給者は約1,600万人、平均年金額は月5.2万円である。うち900万人は基礎年金のみの受給者である。この人たちの平均年金月額が4.6万円にすぎない。民間産業労働者の厚生年金老齢年金の平均月額は17.1万円。夫婦単位だから1人分としたら8.5万円となる。しかもこの金額は年々減っている。賃下げと雇用不安(加入期間減)の結果といえよう(第1表)。これにたいして一級地の1(東京23区)の生活扶助基準(高齢者単身世帯)は7万5,770円である。家賃補助の目的で支給される住宅扶助を合わせると9万8,440円となる。前政権の小泉「構造改革」では、この、みずからの政治責任で放置しつづけてきた「格差」を逆手にとって、「だから生活扶助基準をもっと低くすべきだ」と逆立ちした生活保護改悪強化の方向をうち出してきている。冗談ではない。低い年金を引き上げることこそ、憲法25条の理念に近づくことではないか。②医療の窓口負担、保険外負担など自己負担が大きいのという指摘は、80年代中曾根「行革」、ひきつづいての橋本六大改革(90年代)、そして今日の「構造改革」へと

負担増はさらに重く、拡大されてきている。とくに高齢者にとっては、73年実施の老人無料医療制度が廃止され、老人保健法による有料化が導入された。90年代から今日へかけて、負担はますます増えている。世帯主本人(高齢者を含む)の窓口負担も、当時の10割給付から9割、8割となり、2000年代に入って7割給付(つまり3割負担)となっている。当時とくらべて名目収入額は上昇している、医療保険制度の負担増はより深刻になっているといえよう。③高齢者にふさわしい働き口がない、という指摘は、今日もまったく変わらない。それどころか、定年退職者など高齢者いじめの雇用保険法改悪が、連続してきている。たとえば、年金と失業給付の併給禁止、失業給付の給付額や給付期間の切り下げ、縮小などである。④息子や娘たちの生活も苦しく頼れない、という現実も深まったかたちでタイムスリップしてきている。

大多数の労働者がリストラに脅え、賃金はさがりつぱなし、劣悪な労働条件でこき使われる非正規労働者が雇用労働者の3人に1人という雇用破壊(厚生労働省の「労働経済白書」06年版では、20歳から24歳までの非正規労働者が92年から02年にかけて3倍にふえたと指摘している。同時に年収150万円未満が21.8%もいると言っている)の現実のなかで、両親にたよられたり、介護までしよこむとなったら共倒れである。

凶器と化した社会保障制度

06年1月、北九州市に住む56歳の男性が生活保護の申請をこたわられて餓死するという事件が起きている。4月には、同じ市内に住む64歳の女性二人が、これも生活保護の申請をうけてもらえず餓死している。

言うまでもなく、生活保護法は、憲法25条の平和的生存権保障を明記したうえで、生活に困った人は誰でも、いつでも保護申請ができる権利があることを認めている。それが行政の現場で

否定され歪曲されてきている。北九州市発行のしおりでは「(生活保護とは) 一日も早く自分の力で生活していけるように援助する制度」と説明している。ここには25条第1項の社会的基本的権利も第2項の国の責任と義務という大前提も完全に欠落している。現場での否定、歪曲の行政の根っ子が現安倍新政権をはじめ歴代自民党およびそれを軸にした連立政権の思想と政治にあることはいまでもない。だから生活保護「適正化」という名の社会保障予算削減の政治のもとで、こうした悲惨な事件がくりかえされるのだ。

「適正化」政策に端を発した大きな出来事、闘いとしては50年代の朝日訴訟(いわゆる人間裁判)があるが、その後もマスコミが大きくとりあげないだけで、こうした事件はあとを絶たない。ほぼ20年前の1987年に起きた札幌餓死事件は、ショッキングなものだっただけに、まだ記憶に新しい。39歳の貧しい母子家庭の母親が、今回の北九州市同様、生活保護の申請をうけてもらえず、幼い三人の子を残して餓死している。同じ頃(87年)、東京の荒川区では、78歳の高齢者(女性)が、生活保護を受けられず「福祉は(福祉事務所。行政…筆者注)人を助ける

第1表-1 厚生年金保険受給者平均年金額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老 齢			通算老齢	障 害	遺 族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
1999年度	177,046	-	-	54,197	106,120	91,470
2000	176,953	-	-	55,450	106,829	91,405
2001	174,839	178,685	98,021	56,160	107,189	91,535
2002	173,565	177,119	101,282	56,534	107,012	91,197
2003	171,365	174,663	100,869	56,399	106,188	90,334

資料: 社会保険庁「平成15年度社会保険事業の概況」(2005年2月発行)より

第1表-2 国民年金保険受給者平均年金額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老 齢	新規裁定	通算老齢	障 害	遺 族
1999年度	50,118 (44,098)	53,081 (53,102)	17,899 (17,899)	76,888 (77,011)	83,444 (72,282)
2000	50,984 (44,783)	53,916 (54,017)	17,975 (17,975)	76,666 (76,819)	83,502 (71,988)
2001	51,684 (45,431)	53,515 (53,731)	18,053 (18,053)	76,455 (76,623)	83,348 (71,446)
2002	52,291 (46,073)	53,809 (54,124)	18,135 (18,135)	76,263 (76,443)	83,326 (71,161)
2003	52,314 (46,246)	52,600 (52,962)	18,058 (18,058)	75,385 (75,573)	82,297 (69,862)

(注) () 内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(共済組合を除く)も受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

資料: 第1表-1に同じ

特集・日本国憲法と生存権

のでしょうか。苦しめる為の所でしょうか。生きぬくせ（勢）も何もなくなりました」という遺書を残して自殺している。

札幌、荒川区の「適正化」行政による悲惨な事件が、80年代からあいついだ中曽根「行革」軍拡の政治をひき金としていることは明白である。前述したように83年から老人保健法実施（老人無料医療の廃止）、84年健保改悪（世帯主本人一割負担）さらに同年、生活保護など全社会保障制度への一律一割の国庫補助金削減、翌85年には年金改悪と「行革」の政治が連続した。1割カットをとりもどそう（地方自治体の負担増回避）というあやまった手法が、生活保護をうけつけない、切りすてるという自治体のアクションとなり、札幌餓死事件、荒川区老女自殺事件（全国でも、さまざまな事件が起きていた）をひきおこしたのである。深刻さの度合いはちがうが、保険料納入率をあげるために、不正免除などで「ごまかし」をやった社会保険庁の不正操作事件も根はひとつである。時代は変わっても、今年発生した北九州市の餓死事件も例外ではない。札幌餓死事件のすぐれたレポート「福祉が人を殺すとき」（寺久保光良著。あけび書房88年刊）から、さらに数段進行して、人を救うべき社会保障制度が、国民不在、大企業優遇、改憲の政治・政権のもとでは、恐るべき「凶器」と化すことを示しているといえよう。

87年に上映された映画に山田洋次監督の「男はつらいよ—知床慕情」（第38作）がある。この映画のなかで山田洋次監督は、北海道知床の原野で獣医として働く順吉（故、三船敏郎）の口を通じて当時の政治への痛烈な批判をしている。「いいか寅さん。牛や羊、馬は昔はみんな人間の友だちだった。ところが今はどうだ。出すべき量の乳を出せなくなったら、ただちにと殺場行きだぞ。みんな経済動物になってしまってる。これを人間社会に置き換えてみる。役に立たん奴は切って捨てろというんだぞ。恐ろしい思想だと思わんか」と順吉が言う。フーテンの寅は、

よくわからないが「そうだ、そうだ。俺なんかいちばん先に切られちゃうよな」とあいづちをうつ。奇しくも、舞台は札幌餓死事件の起きた北海道。説得力があった。そうした政治の延長線上で、さらに弱い立場の人を切りすてる政治の維持、継続が安倍新政権によって宣言されているのである。

36年前（71年）、19年前（87年）のいわゆる「社会的弱者」、「負け組切りすて」の政治姿勢がより裾野をひろげてタイム・スリップしてきている。だから私たちの生活防衛の運動もタイム・スリップさせねばならない。「社会的弱者」は、今日、高齢者だけではない。小零細企業の多くの労働者、非正規労働者、フリーターなど、ふつう（であるべき）の労働者が、生活破壊の凶器と化した社会保障制度改悪の攻撃にさらされているのである。私たちはいま、憲法25条の理念の生きる「まともな社会保障制度を」、「パターカ大砲か」今なら「米か核か」が呈示する戦争をとるか、国民生活防衛の社会保障充実をとるかの岐路に立っている。まだまだ意識的に操作される世論誘導のなかで、私たちの運動は、決して十分ではないが徐々に草の根の怒りがひろがってきていると思う。

予測される11兆円超の「構造改革」

安倍新政権は、06年7月（首相自身が官房長官だった）に決定した骨太方針第6弾で、小泉「構造改革」をさらに徹底すること、具体的には社会保障予算を5年間で1兆6000億円削る、不足する財源として5兆円の税収増（消費税増税など）をおこなうとしている。

この社会保障削減予定額1兆6000億円の根拠だが、骨太方針06では「過去5年間の医療、年金、介護など社会保障制度改革の結果、国の一般会計予算ベースで1.1兆円、地方を合わせ1.6兆の伸びが抑制された」とし、これと同程度の改革を継続するというものだ。社会保障にたいする国の予算削減が、年間2,000億円程度で、一

見いかにも「たいしたものじゃない」と思わせようとしているが、ここには、圧倒的多数の高齢者、国民にたいする保険料、窓口の一部負担、ホテル・コスト導入（長期入院、長期施設入所者への食事代、部屋代負担などの負担増）、年金額引き下げなどの給付削減といった被害が除かれている。それを含めた被害は、第2表でみるとおり、8兆6320億円という巨額なものとなる。06年の医療制度「改革」が、06年から10年へかけて2兆7,000億円の負担増、給付減となっているので、これをのぞいたにしても、5年間の国民負担増、給付減は6兆円であり、1.6兆円などというチャチなものではないことがわかる。すなわち骨太方針で「継続する」と言っている「構造改革」による今後5年間の国民負担増、給付削減は、過去5年間と同程度というなら、すくなくとも6兆円をこえるものとなる。それに5兆円の新たな消費税を含む増税が加わるとすれば、11兆円の負担増、給付減という予測が成り立つ。

さて、それでは安倍政権が継続、強化するという「構造改革」の実像を、すこし丹念に見ておこう。

高齢者への集中砲火・

小泉社会保障「構造改革」の決算書

小泉社会保障「構造改革」の実相を、数字と具体的な法「改正」で見たのが第2表、第3表である。

〔それは弱い者いじめからはじまった—
02年～04年〕

この時期のもっとも大きな問題点は、02年から始まった「失業者」のための雇用保険「改正」と生活保護の「改定」である。雇用保険では、現役労働者の保険料値上げと、失業者への失業給付金の引き下げ（定年退職など高齢者を中心に）で、トータル6,400億円の被害をおしつけた。生活保護ではもっとも大切な生活扶助基

準を「国民の消費水準が下がっている」と勝手な口実をもうけて、03年度0.9%、04年度0.2%も引き下げた。同時に、高齢生活保護受給表の「老齢加算」（主として70歳以上）を3年間で廃止することを決めた。このため、04年度では「在宅」の場合で53.9%（一級地・東京など）、入院・入所の場合で53.9%という大幅な加算額の切り下げがおこなわれた。具体的な数字で見ると、71歳以上の人で、03年度には月1万7,900円（一級地）の加算額だったものが、04年度には9,670円に引き下げられたのである。病氣や怪我の危険の多い老人、医療費でも介護でも何かと出費がふえる人たちのための加算である。しかも、もともと土台である生活扶助基準が低い。そこから月1万円近い金額が減らされたのである。そして07年度にはゼロとなる。残酷としか言いようがない。失業者と生活保護受給者（05年度の厚生労働省調査では、生活保護世帯106万世帯のうち約45%が高齢者世帯である）、もっとも手厚い保障の必要な「弱い立場」の人たちの保障の切り下げから小泉「構造改革」が始まったのである。

とくに社会保障「構造改革」のスケープ・ゴートに高齢者を仕立て上げる戦略は、中曽根「行革」軍拡の政治から急速につよめられてきたといえる。理由は単純明快、根拠はきわめてアバウトで根拠の薄いものであった。高齢化社会「危機」論の世論操作の土台は、高齢者の比率が高まる、とうぜん医療費、年金、生活保護など社会保障・福祉の国の予算が、高齢者に喰われる（真面目くさって「枯木に花は咲かない」などの言動がばらまかれた）。したがって、高齢者に関わる予算の全分野で出費を抑制する戦略をたてた、ということだ。

そこでまず手をつけたのが、くりかえし言ってきたように国の老人医療無料化を廃止し、有料化する立法（老人保健法）をつくり実施した。戦術は巧妙で、「弱い立場の高齢者でさえ、病院にいったら窓口で一部負担（当初は定額、その

特 集・日本国憲法と生存権

第2表 高齢者に痛みが集中する小泉社会保障「構造改革」の決算一覧

年 度	「改定」法案	主なる内容	負担増・抑制額
・02～03年	医療保険	世帯主本人3割負担など	1兆5,000億円
・02～03年	雇用保険	保険料値上げ、給付額減	6,400億円
・03年4月	介護保険	保険料値上げ	2,000億円
・03年、04年	年金保険	物価スライドで年金額引き下げ	3,700億円
・04年10月	年金保険	厚生年金、共済保険料値上げ	6,200億円
・04年度分	生活保護	老齢加算縮小	170億円
小 計			3兆3,470億円
・04年～	年金保険	厚生年金、共済保険料値上げ(毎年0.354%) 国民年金保険料値上げ(月あたり280円)	1兆3,200億円
・05年、06年			1兆2,400億円
・05年、06年4月			800億円
・05年4月	雇用保険	保険料引き上げ	3,000億円
・05年、06年分	生活保護	老齢加算廃止	2,300億円
・05年10月	介護保険	ホテルコスト導入	3,000億円
・05～07年分	生活保護	母子加算縮小	30億円
・05～06年分	障害者自立支援	応能から応益へ自己負担の強化	690億円
・06年4月	介護保険	保険料値上げ(24%引上げ)	5,700億円
・06～10年	医療制度「改革」	高齢者窓口負担1割から2、3割へ 長期入院患者のホテルコスト導入 自己負担限度額、現金給付など削減	(5年間で) 2兆7,000億円
合 計			8兆6,320億円
・03～04年		酒税、たばこ税の増税 住民税等	8,376億円
・05～06年		消費税免税点引き上げ 老齢者控除廃止。公的年金等控除の縮小。住民税 の配偶者特別控除の廃止。高齢者の住民税非課税 限度額廃止	6,300億円 6,874億円
・06～07年		定率減税半減(07年全廃を画策) 消費税増税へ	1兆6,400億円
合 計			3兆7,950億円

資料：各年度国家予算、厚生労働省 年金、医療、介護各「改定」法などより作成

第3表 連続した「構造改革」(法改悪)のポイント

04年・年金「改正」..... 1兆3,200億円	
①保険料値上げ	厚生年金 17年までに18.3%(毎年0.354%引き上げ) 国民年金 17年までに月1万6,900円(毎年月あたり280円) 共済年金 17年までに厚生年金と同一にする(07年、一元化法で、短縮される)
②年金額の引下げ	04年から023年までに15%引き下げ
③マクロ経済スライド創設	物価スライドを軸に、少子化、高齢化率などを合わせて年金額上昇を抑える方式を創設
④基礎年金の国庫負担	現行3分の1を2分の1に引き上げ。09年度までにとしているが、消費税増税の口実、それと引き替えとなる。
⑤その他	離婚時の年金分割(07、08年度)。免除制度2段階から4段階へ。 在老2割カット廃止、70歳以上にも拡大。

05年・介護保険法「改正」..... 05、06年のホテルコスト等で8,700億円	
①保険料値上げ	24%の引き上げ。第1号被保険者の平均4,090円(値上げ前3,293円)。 第2号被保険者3,965円。 ・ 福岡9市町6,456円
②ホテルコスト導入(入所者の食費、部屋代の全額負担・05年10月)	月平均2～3万円の負担増 ・ 要介護5で特養多床室(5万2,170円→7万9,950円) ・ 要介護5で特養個室(5万2,170円→10万2,390円) 中央社保協調査...これが原因で退所者1,000人超す(06年7月発表) ・ ショートステイの食事代と連動
③要介護認定者の家事援助利用の制限	06年度4月実施。 要支援、要介護1の「新予防給付新設」。いままでのサービス廃止で2014年までに40万人の支援がなくなる(9,000億円の給付削減)。
④介護予防事業の国庫負担削減	国と自治体を実施している3つの介護予防事業を地域支援事業として介護保険に組み入れる。財源の2分の1を介護保険料でまかなう(負担増680億円)。将来は、65歳以上の健診の有料化もねらう。

特 集・日本国憲法と生存権

06年・医療保障、保険「改正」……………06年から10年 2兆7,000億円				
①高齢者の窓口負担引き上げ	・ 現役並み所得者(夫婦で年収520万円以上)70歳以上の窓口負担2割を3割に(06年10月) ・ 70～74歳の高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げ(08年4月)			
②70歳以上の長期入院患者の食費、部屋代の負担増(06年10月)	・ 現在は医療費1割負担+2万4,000円(食材費)が、1割負担+4万2,000円(食材費、調理コスト)+1万円(居住費)となる。月2万8,000円増。 ・ 08年4月からは65～69歳にも同様の負担をさせる。			
③高額療養費の自己負担額引き上げ	・ 70歳未満の一般所得者 現在7万2,300円+(医療費×1%) 「改正」8万100円+(医療費×1%) 平均的にみて7,800円増			
④現金給付の見直し	・ 被用者保険の埋葬料の定額化(06年10月) 「改正」前…賞金の1ヶ月分、最低保障10万円。 「改正」後…5万円に定額化 ・ 出産育児一時金 30万円→35万円(06年10月)			
⑤高齢者医療制度の新設	・ 75歳以上の高齢者だけの医療保険制度をつくる。 ・ 対象者約1,300万人。医療費約11.4兆円の10%を保険料で徴収。平均月5,000円の保険料を年金から天引き。			
⑥混合診療の実質的解禁	・ 保険が利く医療と利かない医療の組み合わせの実施強化。 ・ 特定医療費制度(84年導入)を「保険外併用医療費」として、混合診療の推進が図られる。→「保険免責制度」への突破口に。			
⑦療養病床数の再編成(削減) ——12年度までに	<table border="0"> <tr> <td>療養病床25万床→15万床</td><td rowspan="2">} 計23万床削減</td></tr> <tr> <td>介護保険適用13万床の全廃</td></tr> </table>	療養病床25万床→15万床	} 計23万床削減	介護保険適用13万床の全廃
療養病床25万床→15万床	} 計23万床削減			
介護保険適用13万床の全廃				
⑧都道府県単位への保険者の再編統合(08年10月) ★診療報酬の改悪	・ 当面、政管健康保険を全国一本から各都道府県単位で運営する。社会保険庁解体とあわせて実施。当然、保険料に格差が生じる。厚生省推計では、現行8.2%の保険料を上まわるところが12県と推計。			

後一割の定率負担となった)を払う。だから若者や普通の労働者も」ということで、健康保険世帯主の一割負担(現在3割にまで拡大)、年金の保険料3倍化、年金額の3分の1引き下げ、支給開始年齢引きのばしなどの年金「改正」が断行された。つまり、高齢者など弱者いじめから手をつけ、だからより「まし」なすべての人たちの社会保障の本丸を解体へともっていくというタチの悪い戦略だったのである。歴史はまさにくりかえされているのだ。

(04年年金「改正」で1兆3,200億円の負担増)

この負担増は、厳密にいうと17年までの13年間にわたる期間の保険料値上げによる負担の増加を示すものだ。04年「改正」では(第3表参照)、まず、この自動的保険料値上げを決めた。あわせて、年金額を20年間かけて(23年までに)15%引き下げる。すでに支給されている人の年金額は、新しくつくられた「マクロ経済スライド」制を使って、事実上年金額を引き下げていく方向がめざされる。こうした給付削減額の将来にわたっての推計を今ここではできないが、単純に03年3月末現在の年金総支出額40兆円の15%なら6兆円となる。たいへんな削減額であ

る。全労働者の現在から将来、いわば人間の生涯を一つの法「改正」で囲みこみ、規定するなどということは本来許されることではない。退職して年金生活者となっているOBと現役労働者が一体になって、この「改正」の進行にストップをかけることが、さし迫った緊急の課題である。

なお、04年「改定」で重要なことは、すでに10年前の94年「改定」時に、全会一致の付帯決議で決定しておきながら、一貫してさぼりつづけた「基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ」を09年に実施する、と決めたことである。おそきに失しているとはいふものの当然のことだ。問題は、この実施のためには「所要の財源を確保するための抜本的税制改革」、すなわち消費税増税を既定の事実にしようとしていることである。憲法の理念である応能負担の原則にも反する逆進性そのものの消費税増税を口実とするなど、とうてい認められるものではない。

〔抜本改革と自賛する06年医療「改革」と 05年介護保険「改定」にみる高齢者いじめ〕

この05年、06年の介護、医療の法「改定」が、すべての国民への激痛になることはいふまでもない。しかし、同時に特徴的なことは、その被害の中心軸が高齢者にすえられているということである。

たとえば05年の介護保険法の見直し(第3表)は、すべて大部分が高齢者への集中的被害となっている。ホテル・コスト導入(部屋代、食費代の全額自己負担)の対象者はすべて高齢者である。負担増が月平均2～3万円(05年10月実施)となって、負担増に堪えられず「退所」を余儀なくされた高齢者が1,300人(06年厚労省調査)を超えている。厚労省は、在宅介護へ移行しているのだから「介護難民ではない」と強弁しているが、この言いわけ自体、介護保険創設の趣旨に反する。今後ともこの数は増加していくだろう。

このホテル・コスト導入は、06年の医療制度「改革」でも、長期入院者(70歳以上)に月平均2万8,000円の負担増が強要されることになっている(06年10月実施)。

これまた、やむなく「退所」を余儀なくされる人が続出するだろう。ホテル・コスト導入以外にも、高齢者を中心とした保険料、窓口負担の負担増が決められた。たとえば、年金から死ぬまで天引きされる介護保険の保険料が24%値上げされた。医療では、当面、現役並み所得者(夫婦で年収520万円以上)の窓口負担2割が3割になる(06年10月から)。08年4月からは、70～74歳のすべての高齢者の負担が1割から2割(2倍)に引き上げられる。このほか、「高齢者医療制度の新設」(08年4月)で、いままで被扶養者だった70歳以上の高齢者も、すべて保険料を取られるようになる。支払わなかったら、保険証をとりあげる(75歳以上の人)措置がとられることになる。そして、長期療養者(ほとんどが高齢者)が入院しているベッド(療養病床)が大幅に減らされる。無抵抗の高齢者にヤクザなみの踏んだり、けったり、の暴力的「改定」がまかりとおった。そこにもってきて3兆7,950億円の大増税(第2表)が、これまた高齢者のふところを集中的におそった。今年の春先から全国の市町村に、一時は問いあわせと抗議が殺到し騒然となった。

この騒然の抗議や不満の声をどう高めていくかがこれからの大きな運動の課題でなかろうか。

前述した骨太方針06では、07年度以降の焦点として、再び雇用保険法「改正」、生活保護法「改定」を突破口とする意図をあきらかにしている。

雇用保険「改正」では、憲法25条の理念を土足で踏みじめる「失業」への国の責任放棄をうたいこむ予定である。すなわち、失業給付への国庫負担を廃止するという。「算術」的説明として積立金(黒字)があるから、といっているが、これを喰いつぶせば否応なしの保険料値上げ、

特 集・日本国憲法と生存権

給付水準の削減となるのは明白である。生活保護にいたっては、単なる基準の引き下げだけでなく、基準そのものを大きく見直すといっている。あわせて母子加算の廃止を計画している。引き続いて医療、年金、介護の「改正」へと連動してくる。とくに医療制度では、先送りされた「保険免責」（値段の安い病気はすべて自責）、それとセットで再登場する「混合診療」全面解禁。介護保険利用料を医療にあわせて1割から

2、3割へという「改定」が意図されている。医療、介護の限り無い私保険化への接近、年金の二階建て部分の民営化構想は、日本の公的社会保障（憲法25条の理念）の解体、全面的市場化へと扉を開くことになる。文字通り、「裸で狼の群のなかに」であり、それを日・米の金融独占資本、大企業が、今やおそしと待ちかまえている。

（くもん てるお・会員・年金実務センター代表）